

## 第7回 事業者のデジタル化等に係る関係省庁等連絡会議 説明資料

# 預貯金照会のオンライン化の拡大について

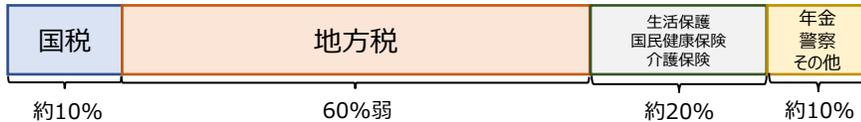
2025/2/14 デジタル庁

# 預貯金等情報の照会・回答業務のオンライン化のこれまでの取組 ①

- 法令に基づく財務調査等を目的として金融機関に対して行う預貯金等情報の照会・回答は、2018年度調査によると年間約6,000万件あり、その内訳は、国税が約1割、地方税が約6割、生活保護・国民健康保険・介護保険が約2割、年金・警察・その他が約1割となっている。書面により行っている行政機関・金融機関も依然として多く、双方にとって負担となっている。
- 2019年には、内閣官房情報推進技術（IT）総合戦略室と金融庁を事務局とする「金融機関×行政機関の情報連携検討会」において、民間事業者によるオンライン照会サービス等を活用してデジタル化を推進する方針が示されている。
- これを受け、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」においても、2021年度以降、「行政機関は、積極的にデジタル化を先導し、金融機関はシステムの整備計画等を踏まえながら、段階的にデジタル化を推進することで、更に技術的・実務的な検討を協働して進め、書面を前提とした照会・回答内容や業務フローを見直し、金融機関の負担軽減及び行政機関による迅速かつ適正な行政事務の遂行を図る。」こととされている。

## ○ 行政機関からの預貯金等照会の割合

（全体：約6,000万件）



「金融機関×行政機関のデジタル化にむけた取組の方向性とまとめ」（2019年11月公表）を基に、概算割合を算出。

## ○ 「金融機関×行政機関の情報連携検討会」報告書 抜粋

### <目指す将来像>

預貯金等の照会・回答業務について、民間事業者によるサービス等を活用し、金融機関・行政機関の双方において原則として預貯金等の照会・回答業務をデジタル化することとし、また、デジタル化の取組を普及させることにより、省力化・迅速化を実現する。

### <将来像を実現するための課題と取組の方向性>

①デジタル化を前提とした照会・回答内容や業務フロー等の見直し、②個人情報の保護、セキュリティの確保、③利便性向上と導入コストの比較検討、④複数のサービス事業者との相互連携

## ○ デジタル社会の実現に向けた重点計画（2024年6月21日閣議決定） 抜粋

### II オンライン化を実施する行政手続等

#### 1. 国民等、民間事業者等と国等との間の手続

1. 金融機関に対する預貯金等の照会・回答（◎デジタル庁、警察庁、金融庁、総務省、法務省、財務省、厚生労働省）

#### (2) 取組

(1)に記載した67手続を始めとする金融機関への預貯金等の取引状況に係る照会・回答業務について、その多くは書面により行われている。2019年11月に金融機関×行政機関の情報連携検討会（事務局：内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室、金融庁）において公表した「金融機関×行政機関のデジタル化に向けた取組の方向性とまとめ」を踏まえ、当該照会・回答事務のデジタル化に向けて、具体的なデータ項目や本人確認の粒度等について検討した。

今後、デジタル化の実現に向けた課題を解消し、行政機関と金融機関が足並みを揃えながら、取組を推進していくことが重要である。行政機関は、積極的にデジタル化を先導し、金融機関はシステムの整備計画等を踏まえながら、段階的にデジタル化を推進することで、更に技術的・実務的な検討を協働して進め、書面を前提とした照会・回答内容や業務フローを見直し、金融機関の負担軽減及び行政機関による迅速かつ適正な行政事務の遂行を図る。

# 預貯金等情報の照会・回答業務のオンライン化のこれまでの取組 ②

- また、事業者のデジタル化等に係る関係省庁等連絡会議においては、2023年度以降、国税庁からの提案を踏まえ、行政機関・金融機関双方の事務負担の軽減・事務効率化を図るため、①金融機関団体に対するオンライン照会サービスへの対応の呼びかけ、②地方自治体等に対するオンライン照会サービス利用の呼びかけを行うなどの取組を行っているところ。
- 2024年10月、国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会において共通化候補に選定され、デジタル庁は、警察庁、金融庁、総務省、法務省、財務省、厚生労働省の協力を経て、2025年3月末までに預貯金照会のオンライン化の拡大について、今後のスケジュールを記した推進方針案を策定することとされている。

## ○ 事業者のデジタル化等に係る関係省庁等連絡会議における取組（国税庁提案）

事業者のデジタル化等に係る関係省庁等連絡会議（第4回）国税庁説明資料

公的手続等のデジタル化に関する対応状況等について（令和6年5月29日時点）（2/2）

赤字が前回（R6.2.29）からの更新部分

- ✓ 申請における納税情報の添付自動化の推進（申請者の利便性向上・事務の効率化）
  - 各府省庁等において納税情報が必要な申請システムの改修の可否・時期等を検討。
    - ⇒各府省庁等へ作業依頼を发出（12月14日（木））
    - ⇒各府省庁等から回答を受領、優先度の高いシステムについては個別に国税庁からの相談を予定
    - ⇒関係省庁に対して個別に国税庁から相談を実施し、次期システム更改時での対応について検討を依頼
  - 関係省庁から地方自治体及び金融機関団体に対し、システム連携を呼びかける通知を国税庁と連名で发出（and/or説明の実施）。
    - ⇒関係省庁と対応を検討中
    - ⇒金融機関団体へ取組の説明を実施、さらに通知の发出などに向けて準備・調整中
    - 地方自治体への周知に向けて関係省庁と準備・調整中
    - ⇒デジタル庁、金融庁と連名で全国銀行協会へ通知文書を发出（3月21日付）
    - 総務省の協力を得て地方自治体への周知文書を发出（3月29日付）
- ✓ 預貯金等照会のオンライン化の拡大（金融機関及び行政の事務の効率化・迅速化）
  - 関係省庁から、金融機関団体に対し、会員の金融機関にオンライン照会への対応を呼びかける通知を国税庁と連名で发出（and/or説明の実施）。
    - ⇒関係省庁と対応を検討中
    - ⇒金融機関団体へ取組の説明を実施、さらに通知の发出などに向けて準備・調整中
    - ⇒デジタル庁、金融庁と連名で生命保険協会、全国銀行協会、日本証券業協会へ通知文書を发出（生命保険協会 3月6日付、全国銀行協会 3月21日付、日本証券業協会 3月21日付）
  - （利用していない）地方自治体等に対し、オンライン照会の利用を呼びかける通知を（国税庁と連名で）发出（and/or説明の実施）
    - ⇒関係省庁と対応を検討中
    - ⇒地方自治体への周知に向けて関係省庁と準備・調整中
    - ⇒総務省の協力を得て周知資料を发出（3月25日付）

3

## ○ 国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会における取組

事業者のデジタル化等に係る関係省庁等連絡会議（第6回）デジタル庁説明資料

### ○ 共通化の対象選定に向けた令和6年度の作業依頼について （令和6年10月29日 国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会）

4. 預貯金照会のオンライン化の拡大
  - (1) 制度所管府省庁  
デジタル庁（警察庁、金融庁、総務省、法務省、財務省、厚生労働省）
  - (2) 選定の理由  
現在、生活保護を始め、地方税、国税、国民健康保険等、様々な行政事務の執行上の必要性から、金融機関に対し預貯金等の取引状況を確認する業務がある。  
預貯金照会のオンライン化の拡大については、地方自治体及び金融機関双方の事務負担が軽減されるほか、迅速かつ適正な行政事務の遂行が図られるものであると認識しているが、既に普及拡大が進んでいる民間事業者が提供する当該照会サービスについては、**導入金融機関が一部に限定されていることや、当該照会サービスの利用に関して、地方自治体から課題があると指摘されている。**  
本業務については国及び地方自治体にとって共通のものであり、それぞれの地方自治体がシステムを構築するよりも共通化した方がトータルコストを最小化できると考えられるため、預貯金照会システムのオンライン化の拡大を共通化の対象候補とする。  
<参考>令和6年地方分権提案（管理番号56、79）
  - (3) 依頼事項  
**デジタル庁は、警察庁、金融庁、総務省、法務省、財務省、厚生労働省の協力を得て、令和7年3月末までに、オンライン化の拡大について、今後のスケジュールを記した推進方針案を策定されたい。**  
その際、地方自治体におけるサービス導入・コスト負担の意向が共通化の取組を通じて一定程度判明することを前提に、**預貯金オンライン照会サービスを提供する事業者と対話し、競争環境上の課題（民業圧迫の回避を含む）を検討されたい。**  
検討状況については、**令和6年12月に国・地方連絡協議会に対し、中間報告**されたい。

3

# 預貯金等情報の照会・回答業務のオンライン化の現状

- 国においては、国税庁が2021年10月からオンライン照会サービスを活用しており、金融機関では、回答の紙への出力や郵送事務の削減が図られるなどの事務負担の軽減・事務の効率化が、国税庁では、回答受領までの時間の短縮（数週間かかっていたところが平均2.3日に短縮）やデータ処理による事務効率化が実現。
- 地方自治体については、人口規模1万人以上の団体におけるオンライン照会サービス利用は8割以上である一方、1万人未満の団体では4割程度。
- 金融機関については、銀行、信用金庫、信用組合は概ね8割以上の機関がオンライン照会サービスに対応（対応予定を含む）しているが、インターネット上でのみサービスの提供を行う銀行等については5割弱、生命保険会社は2割強、損害保険会社では未対応となっている。
- 既にオンライン照会サービスを利用している地方自治体からは、対応金融機関の拡大のほか、照会フォーマット・項目の統一化、オンライン照会における本人特定の精度向上、利用料金の低廉化などについて意見をいただいている。

## ○ 国税庁における預貯金等照会のオンライン化の取組

事業者のデジタル化等に係る関係省庁等連絡会議（第1回）国税庁説明資料

預貯金等照会のオンライン化の拡大（金融機関及び行政の事務の効率化・迅速化）

- ◆ 法令に基づく財産調査等を目的として金融機関に対して行う**預貯金等情報の照会**については**オンラインによる照会が可能**となり、国税庁では令和3年10月からオンライン照会を実施。
- ◆ オンライン照会の導入により、金融機関側では、書面での対応が不要になり**回答出力や郵送事務の削減**が図られるなどの**事務負担の軽減・事務の効率化**、行政機関側では、**早期の回答受領（国税庁の場合、数週間から平均2.3日に短縮）**や**データ処理による効率化**などが可能。
- ◆ 他方で、より全体として効率化を図るためには、これに**参加する金融機関や地方自治体を拡大していくことが必要**。

**当面の対応（案）**

- 関係省庁から、金融機関団体に対し、会員の**金融機関にオンライン照会への対応を呼びかける通知**を国税庁と連名で発出（and/or説明の実施）。
- （利用していない）**地方自治体等に対し、オンライン照会の利用を呼びかける通知**（国税庁と連名で）発出（and/or説明の実施）。

**1 行政機関からの預貯金等照会の割合**

「金融機関×行政機関のデジタル化に向けた取組の方向性とまとめ」(2019年11月公表)を基に、概算割合を算出。  
(全体：約6,000万件)

照会種別	割合
国税	約10%
地方税	約60%
生活保護 国民健康保険 介護保険	約20%
年金 養老 その他	約10%

**3 預貯金等のオンライン照会の導入状況**

【金融機関】

27行 (R3.10) → 55行 (R4.12) → 102行 (R5.11)

【地方自治体】

市区町村 (R5.6時点)

55% (導入済)

45% (未導入)

**2 金融機関等に対する預貯金等のオンライン照会の仕組み**

## ○ 地方自治体から寄せられたご意見

### <地方分権改革に関する提案>

- ① 生活保護法29条に基づく資力調査本調査に係る銀行等の金融機関からの報告を義務付ける又は、協力を要請する明確な規定を設ける
- ② 用紙代及び照会手数料の負担先を明示した通知の発出
- ③ マイナンバーを活用するといった全国共通の預貯金照会システムを構築する等、本調査に係る行政の効率化等を図るための仕組みづくり

### <国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会に寄せられた意見>

- ④ 導入金融機関の増加（ネット銀行、生命保険会社等）
- ⑤ 照会可能な項目の拡充（休眠口座、口座の有無・取引明細の回答可能期間）
- ⑥ 金融機関への照会ルール統一
- ⑦ 照会サービス間でのファイル形式（データ形式、必要データ項目等）
- ⑧ 自治体内システムと預貯金オンライン照会サービス間の、シームレスなデータ連携
- ⑨ 照会可能な分野の拡大（生活保護費返還金、保育料等の滞納整理）

## 推進方針案の策定に向けてご協力をお願いしたいこと

① 今後、地方自治体における預貯金等情報の照会・回答業務の実態等を把握する調査を実施したいと考えているため、制度所管官庁の皆様にご協力をお願いしたい。

<調査内容（予定）>

- ・ オンライン照会サービスを利用していない団体における課題（導入障壁等）
- ・ オンライン照会サービスを利用している団体における効率化効果 等

② オンライン照会サービスに対応していない金融機関に対しては、昨年度の実績も参考に、より効果的な呼びかけを実施したいと考えているため、金融機関を所管する金融庁をはじめ、制度所管官庁の皆様にご協力をお願いしたい。